5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

<個人住民税>

「一人」 「大政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第2より 情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧

情報提供ネットワー	<u>ークシステムを使用し</u>	<u>て提供する場合の提供先一覧</u>	
提供先	①法令上の根拠 (別表第2の項番)	②提供先における用途	⑤対象となる本人の範囲
厚生労働大臣	1	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働 大臣が行うこととされた健康保険に関する事務 であって主務省令で定めるもの	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働 大臣が行うこととされた健康保険に関する事務 であって主務省令で定められた範囲に該当す る者
全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの	健康保険法による保険給付の支給に関する事 務であって主務省令で定められた範囲に該当 する者
健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの	健康保険法による保険給付の支給に関する事 務であって主務省令で定められた範囲に該当 する者
厚生労働大臣	4	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働 大臣が行うこととされた船員保険に関する事務 であって主務省令で定めるもの	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働 大臣が行うこととされた船員保険に関する事務 であって主務省令で定められた範囲に該当す る者
全国健康保険協会	6	船員保険法による保険給付又は平成19年法 律第30号附則第39条の規定によりなお従前の 例によるものとされた平成19年法律第30号第4 条の規定による改正前の船員保険法による保 険給付の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの	船員保険法による保険給付又は平成19年法 律第30号附則第39条の規定によりなお従前の 例によるものとされた平成19年法律第30号第4 条の規定による改正前の船員保険法による保 険給付の支給に関する事務であって主務省令 で定められた範囲に該当する者
都道府県知事	8	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組 里親の登録、里親の認定又は障害児入所給 付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入 所障害児食費等給付費の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組 里親の登録、里親の認定又は障害児入所給 付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入 所障害児食費等給付費の支給に関する事務 であって主務省令で定められた範囲に該当す る者
都道府県知事	9	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
市町村長	11	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	
都道府県知事又 は市町村長	16	児童福祉法による負担能力の認定又は費用 の徴収に関する事務であって主務省令で定め るもの	児童福祉法による負担能力の認定又は費用 の徴収に関する事務であって主務省令で定め られた範囲に該当する者
市町村長	18	予防接種法による給付の支給又は実費の徴 収に関する事務であって主務省令で定めるも の	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者

提供先	①法令上の根拠 (別表第2の項番)	②提供先における用途	⑤対象となる本人の範囲
市町村長	20	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費 用の徴収に関する事務であって主務省令で定 めるもの	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費 用の徴収に関する事務であって主務省令で定 められた範囲に該当する者
都道府県知事	23	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 による入院措置又は費用の徴収に関する事務 であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 による入院措置又は費用の徴収に関する事務 であって主務省令で定められた範囲に該当す る者
都道府県知事等	26	生活保護法による保護の決定及び実施又は 徴収金の徴収に関する事務であって主務省令 で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施又は 徴収金の徴収に関する事務であって主務省令 で定められた範囲に該当する者
市町村長	27	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課 徴収に関する事務であって主務省令で定める もの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課 徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
都道府県知事	28	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課 徴収に関する事務であって主務省令で定める もの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課 徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者する者
厚生労働大臣又 は共済組合等	29	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課 徴収に関する事務であって主務省令で定める もの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課 徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
社会福祉協議会	30	社会福祉法による生計困難者に対して無利子 又は低利で資金を融通する事業の実施に関す る事務であって主務省令で定めるもの	社会福祉法による生計困難者に対して無利子 又は低利で資金を融通する事業の実施に関す る事務であって主務省令で定められた範囲に 該当する者
公営住宅法第2 条第16号に規定 する事業主体で ある都道府県知 事又は市町村長	31	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事 務であって主務省令で定めるもの	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事 務であって主務省令で定められた範囲に該当 する者
日本私立学校振 興·共済事業団	34	私立学校教職員共済法による短期給付又は 年金である給付の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	私立学校教職員共済法による短期給付又は 年金である給付の支給に関する事務であって 主務省令で定められた範囲に該当する者
厚生労働大臣又 は共済組合等	35	厚生年金保険法による年金である保険給付又 は一時金の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	厚生年金保険法による年金である保険給付又 は一時金の支給に関する事務であって主務省 令で定められた範囲に該当する者
文部科学大臣又 は都道府県教育 委員会	37	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費 の支弁に関する事務であって主務省令で定め られた範囲に該当する者
都道府県教育委 員会又は市町村 教育委員会	38	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で 定めるもの	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で 定められた範囲に該当する者

提供先	①法令上の根拠 (別表第2の項番)	②提供先における用途	⑤対象となる本人の範囲
国家公務員共済 組合	39	国家公務員共済組合法による短期給付の支 給に関する事務であって主務省令で定めるも の	国家公務員共済組合法による短期給付の支 給に関する事務であって主務省令で定められ た範囲に該当する者
国家公務員共済 組合連合会	40	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済 組合法の長期給付に関する施行法による年金 である給付の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済 組合法の長期給付に関する施行法による年金 である給付の支給に関する事務であって主務 省令で定められた範囲に該当する者
市町村長又は国 民健康保険組合	42	国民健康保険法による保険給付の支給又は 保険料の徴収に関する事務であって主務省令 で定めるもの	国民健康保険法による保険給付の支給又は 保険料の徴収に関する事務であって主務省令 で定められた範囲に該当する者
厚生労働大臣	48	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
市町村長	53	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費 用の徴収に関する事務であって主務省令で定 めるもの	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費 用の徴収に関する事務であって主務省令で定 められた範囲に該当する者
住宅地区改良法 第2条第2項に規 定する施行者で ある都道府県知 事又は市町村長	54	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
都道府県知事等	57	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給 に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給 に関する事務であって主務省令で定められた 範囲に該当する者
地方公務員共済 組合	58	地方公務員等共済組合法による短期給付の 支給に関する事務であって主務省令で定める もの	地方公務員等共済組合法による短期給付の 支給に関する事務であって主務省令で定めら れた範囲に該当する者
地方公務員共済 組合又は全国市 町村職員共済組 合連合会	59	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等 共済組合法の長期給付等に関する施行法によ る年金である給付の支給に関する事務であっ て主務省令で定めるもの	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等 共済組合法の長期給付等に関する施行法によ る年金である給付の支給に関する事務であっ て主務省令で定められた範囲に該当する者
市町村長	61	老人福祉法による福祉の措置に関する事務で あって主務省令で定めるもの	老人福祉法による福祉の措置に関する事務で あって主務省令で定められた範囲に該当する 者
市町村長	62	老人福祉法による費用の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	老人福祉法による費用の徴収に関する事務で あって主務省令で定められた範囲に該当する 者

提供先	①法令上の根拠 (別表第2の項番)	②提供先における用途	⑤対象となる本人の範囲
都道府県知事	63	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未 済額の免除又は資金の貸付けに関する事務 であって主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未 済額の免除又は資金の貸付けに関する事務 であって主務省令で定められた範囲に該当す る者
都道府県知事又 は市町村長	64	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者 のない者で現に児童を扶養しているもの又は 寡婦についての便宜の供与に関する事務で あって主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者 のない者で現に児童を扶養しているもの又は 寡婦についての便宜の供与に関する事務で あって主務省令で定められた範囲に該当する 者
都道府県知事等	65	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金 の支給に関する事務であって主務省令で定め るもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金 の支給に関する事務であって主務省令で定め られた範囲に該当する者
厚生労働大臣又 は都道府県知事	66	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務で あって主務省令で定められた範囲に該当する 者
都道府県知事等	67		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
市町村長	70	母子保健法による費用の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	母子保健法による費用の徴収に関する事務で あって主務省令で定められた範囲に該当する 者
厚生労働大臣又 は都道府県知事	71	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
市町村長(児童 手当法第17条第 1項の表の下欄 に掲げる者を含む。)	74	児童手当法による児童手当又は特例給付の 支給に関する事務であって主務省令で定める もの	児童手当法による児童手当又は特例給付の 支給に関する事務であって主務省令で定めら れた範囲に該当する者
後期高齢者医療 広域連合	80	高齢者の医療の確保に関する法律による後期 高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に 関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期 高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に 関する事務であって主務省令で定められた範 囲に該当する者
厚生労働大臣	84	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定 により厚生年金保険の実施者たる政府が支給 するものとされた年金である保険給付の支給 に関する事務であって主務省令で定めるもの	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定 により厚生年金保険の実施者たる政府が支給 するものとされた年金である保険給付の支給 に関する事務であって主務省令で定められた 範囲に該当する者
特定優良賃貸住 宅の供るの供進 に関する法項に提第 18条第2項に規定する設置で で建設を の建設を ででは を行う ででは ででは ででは ででは ででは ででは ででは ででは ででする ででする	85 の 2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法 律による賃貸住宅の管理に関する事務で あって主務省令で定めるもの	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法 律による賃貸住宅の管理に関する事務で あって主務省令で定められた範囲に該当す る者

提供先	①法令上の根拠 (別表第2の項番)	②提供先における用途	⑤対象となる本人の範囲
都道府県知事等	87	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する 事務であって主務省令で定められた範囲に該 当する者
厚生労働大臣	91	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定 により厚生年金保険の実施者たる政府が支給 するものとされた年金である給付の支給に関 する事務であって主務省令で定めるもの	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定 により厚生年金保険の実施者たる政府が支給 するものとされた年金である給付の支給に関 する事務であって主務省令で定められた範囲 に該当する者
平成8年法律第 82号附則第32条 第2項に規定する 存続組合又は平 成8年法律第82 号附則第48条第 1項に規定する指 定基金	92	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
市町村長	94	介護保険法による保険給付の支給、地域支援 事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援 事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 であって主務省令で定められた範囲に該当す る者
都道府県知事又 は保健所を設置 する市の長	97	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
厚生労働大臣	101	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
農林漁業団体職員共済組合	102	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
独立行政法人農 業者年金基金	103		独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者

提供先	①法令上の根拠 (別表第2の項番)	②提供先における用途	⑤対象となる本人の範囲
独立行政法人日 本学生支援機構	106	独立行政法人日本学生支援機構法による学 資の貸与及び支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学 資の貸与及び支給に関する事務であって主務 省令で定められた範囲に該当する者
厚生労働大臣	107	特定障害者に対する特別障害給付金の支給 に関する法律による特別障害給付金の支給に 関する事務であって主務省令で定めるもの	特定障害者に対する特別障害給付金の支給 に関する法律による特別障害給付金の支給に 関する事務であって主務省令で定められた範 囲に該当する者
都道府県知事又 は市町村長	108	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律による自立支援給付の支 給又は地域生活支援事業の実施に関する事 務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律による自立支援給付の支 給又は地域生活支援事業の実施に関する事 務であって主務省令で定められた範囲に該当 する者
文部科学大臣、 都道府県知事又 は都道府県教育 委員会	113	高等学校等就学支援金の支給に関する法律 による就学支援金の支給に関する事務であっ て主務省令で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
厚生労働大臣	114	職業訓練の実施等による特定求職者の就職 の支援に関する法律による職業訓練受講給付 金の支給に関する事務であって主務省令で定 めるもの	職業訓練の実施等による特定求職者の就職 の支援に関する法律による職業訓練受講給付 金の支給に関する事務であって主務省令で定 められた範囲に該当する者
平成23年法律第 56号附則第23条 第1項第3号に規 定する存続共済 会	115	平成23年法律第56号による年金である給付の 支給に関する事務であって主務省令で定める もの	平成23年法律第56号による年金である給付の 支給に関する事務であって主務省令で定めら れた範囲に該当する者
市町村長	116	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
厚生労働大臣	117	年金生活者支援給付金の支給に関する法律 による年金生活者支援給付金の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	年金生活者支援給付金の支給に関する法律 による年金生活者支援給付金の支給に関する 事務であって主務省令で定められた範囲に該 当する者
都道府県知事	120	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主 務省令で定められた範囲に該当する者
公的名 等のな 等の 大 の 大 の 大 の 大 い り り う い り い り い り い り い り い り い り り り り	121		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律によ る特定公的給付の支給を実施するための基礎 とする情報の管理に関する事務であって主務 省令で定められた範囲に該当する者